

長岡市中学校部活動基本方針

— 安全で充実した部活動のために —

平成30年10月

長岡市教育委員会

【目次】

- 1 はじめに P1
- 2 基本的な考え方 P1
- 3 方針の実現に向けた具体的取組 P2
 - (1) 適切な指導の実施について
 - (2) 学校ごとの活動方針等の作成等について
 - (3) 休養日及び活動時間等について
 - (4) 事故防止への取組について
 - (5) 体罰等の禁止について
 - (6) 保護者及び地域等との連携について
 - (7) 部活動を支える環境整備について
- 4 おわりに P5

1 はじめに

学校の部活動は学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ・文化・科学等の振興を支えてきた。また、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、自己肯定感、責任感、連帯感などを高めたりするなど、生徒にとって多様な学びの場としての教育的意義は大きい。

一方、運動部・文化部を問わず、連日または長時間にわたる活動などによって、生徒が十分な休養をとれないため、学業との両立に悩んだり、疲労が蓄積してスポーツ障害を引き起こしたりするなど、心身の健康を害する課題が指摘されている。また、平成29年8月に長岡市教育委員会が市内中学校主顧問を対象に行った調査では、主顧問の約4割以上が担当種目の経験がなく、6割以上が負担感を感じている状況がある。さらに、少子化の進展や社会・経済の変化等により、教育を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校や教師だけで解決することが難しい課題も増え、部活動に関して今までの体制では運営が難しい状況も生じている。

そのようなことから、将来においても、生徒が自分のニーズに合ったスポーツや文化的活動等を行い、生涯にわたってスポーツや文化的活動等に親しむことを持続可能なものとするために、部活動の改革に取り組む必要がある。

そこで、中学校部活動が生徒及び教職員にとってより魅力ある活動となり、その意義や目的の実現を図るために「長岡市中学校部活動基本方針」（以下「市基本方針」）を策定した。

2 基本的な考え方

中学校における部活動は、望ましい人間形成の育成に資するものとし、市基本方針は、生徒に望ましいスポーツ・文化的環境を構築するという観点から、部活動が以下の点を重視し、最適な形で実施されることを目指す。

- (1) 生徒がスポーツ・文化的活動等に親しむことで、スポーツや文化的活動等の習慣化の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持、増進し、豊かなスポーツ・文化ライフを実現するための資質・能力の育成を図る。
- (2) 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との連携を図り、効果的に取り組む。
- (3) 生徒の心身の発育、健全な成長を促すために科学的根拠に基づき指導を行う。さらに、市基本方針に基づき、心身の成長過程にある生徒にとって、過度な負担とならないよう適切な活動日数や活動時間を定め、各校で計画的に部活動を実施する。

3 方針の実現に向けた具体的取組

(1) 適切な指導の実施について

- ① 学校の教育活動の一環として行われる部活動は、生徒が自主的・自発的な参加、学級や学年の枠を越えて行われる活動であり、活動を通して生きる力の育成、豊かな学校生活の実現を目指す。
- ② 生徒の健全な心身の育成と豊かな人間性を育むために、学校生活とバランスのとれた運営と指導を行う。また、生徒の健康面・精神面及び部活動内での人間関係等にも十分配慮して指導に当たる。
- ③ 運営に当たっては、大会やコンクール等の成績だけを追求せず、心身の健全な育成の視点を大切に指導する。
- ④ 顧問等は、技術指導の他に、生徒の発達^{注1}の段階や成長による変化、心理、栄養、休養、部のマネジメント、コミュニケーション等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身につけていく。
- ⑤ 顧問等は、部活動の特性を踏まえた科学的トレーニング方法や練習方法などを積極的に導入し、生徒の発達段階に応じた適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。
- ⑥ 顧問等は、一方的な方針により活動するのではなく、生徒との意見交換等を通じて、ニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重して活動の方針を設定する。

(2) 学校ごとの活動方針の作成等について

- ① 学校は、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、新潟県教育委員会「新潟県部活動の在り方に係る方針」、「市基本方針」及び自校の実態等を踏まえ、「学校ごとの活動方針」(以下「各校の方針」)を作成する。また、各校の方針を学校ホームページに掲載するとともに、PTA 総会等で公表し、周知と啓発を図る。
- ② 顧問は、「各校の方針」を踏まえ、部活動の活動日や休養日、大会等を含めた年間活動計画及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに、毎月の実績報告及び年間活動実績を作成し、校長に報告する。
- ③ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動状況を把握し、生徒が安全に活動を行い、生徒・教師の負担が過度にならないように適宜指導を行う。
- ④ 市教育委員会は、年度始めに「各校の方針」と年間活動計画、年度の終わりに年間活動実績の報告を受け、適切な指導と助言を行う。

注1：顧問等は、顧問・部活動指導員・外部指導者

(3) 休養日及び活動時間等について

- ① 部活動における休養日については、生徒の発達段階、健康面や学習面、生活全体とのバランスを考慮し、週当たり2日以上^{注2}の休養日（平日は週1日、週休日等は1日以上）の設定を原則とし、年間で100日以上（週休日等は50日以上）の休養日を設定する。
- ② 活動時間については、平日は2時間程度、週休日等は3時間程度とする。
早朝に部活動を行う場合も1日の活動時間に含め、生徒が教育活動に支障をきたしたり、家庭生活とのバランスを崩したりすることがないように配慮する。
- ③ 大会やコンクール、練習試合等で長時間の活動になる場合は、大会後に休養日を設け、生徒の健康面や学校生活に支障がでないように配慮する。
※運動を週16時間以上するとけがのリスクが高まる。（「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動について」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会））
- ④ 長期休業中で学校無人化を実施している期間は、原則活動を行わず、ある程度長期の休養期間を取る。生徒が家族・地域で過ごす時間の確保や部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう配慮し、生徒にとって無理のない適切な活動を行う。
- ⑤ 大会や練習試合への参加を精選し、生徒への疲労蓄積につながらないように十分配慮するとともに、保護者の過度な負担にならないよう配慮する。

(4) 事故防止への取組について

- ① 顧問等は、日頃より生徒の健康状態や体力・技術の習得状況を把握するとともに、施設設備・用具等の定期的な点検を行い、事故防止に努める。
- ② 顧問等は、生徒の体調が優れない場合に、顧問等に申告できる雰囲気づくりを大切にする。また、近年の温暖化による熱中症の予防対策を行うなど、活動を取り巻く環境面に配慮した生徒の体調管理の対応を行う。
- ③ 顧問等は、生徒に事故があった場合の校内体制及び関連機関への連絡体制を確認しておく。また、AED等の適切な使用方法について十分理解し、緊急時に適切な対応ができるようにする。
- ④ 顧問等は、事故が起こった場合には、生徒の安全を第一に適切な対応を行うとともに、管理職に速やかに報告し、指導を仰ぐ。

(5) 体罰等の禁止について

- ① 顧問等は、いかなる理由があっても体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、絶対に行わない。

注2：週休日等は、週休日・祝日・長期休業日

- ② 顧問等は、生徒の人格を否定する発言や威嚇・威圧的な言動など、指導者として信用を失墜させる行為（パワハラ・セクハラ・モラハラ等）は決して許されないものであることを認識し、生徒や保護者の信頼を裏切る行為であるという自覚をもって指導に当たる。

※具体的な指導の実施にあたっては「運動部活動での指導のガイドライン（文部科学省平成25年作成）を参考にする。

- ③ 校長は、部活動で厳しい指導と称して体罰を正当化する風潮や人権尊重の精神に反するセクハラ・パワハラ・モラハラなどの行為は決して容認されるものではないとの認識を教職員にもたせ、適宜顧問等に指導を行うなど、体罰等を行わないための取組を行う。
- ④ 顧問等は、個人情報の取り扱いについて注意を払い、漏えい等が無いよう学校の規則に則り適切に管理する。

（6）保護者及び地域等との連携について

- ① 顧問は、各部の活動方針や活動計画・活動状況等について、保護者への説明や意見交換をする機会を設定し、保護者の理解を得るように努める。
- ② 顧問は、活動中のけが等に関しては、速やかに保護者に連絡し、状況の説明を行う。
- ③ 学校は、地域の専門的な技術指導力を有する部活動指導員や外部指導者の活用を積極的に進め、複数の指導者による適切な指導体制の構築を図る。
- ④ 部活動が地域スポーツクラブやその他のクラブと連携する場合は、生徒の心身の健全育成や適切な休養日の設定といった点に特に留意し、十分に調整を図る。

（7）部活動を支える環境整備について

- ① 学校は、生徒の安全の確保の観点から、部活動の設置に当たっては、複数顧問体制による運営が可能となる数をめやすとする。
- ② 市教育委員会は、学校の実情に応じて、指導内容の充実、生徒の安全・安心の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、部活動指導員を任用し、学校に配置する。
- ③ 学校は、生徒数、教職員数の減少から、現在設置されている部活動で、公式戦に出場するための人数を満たさない場合は、他校との合同チームを検討する。また、学校規模、生徒数、教職員数、各部の部員数を考慮し、部活動の設置について生徒のニーズを把握し、保護者等と連携しながら検討を行っていく。

4 おわりに

これまでの部活動は、目標達成のためには練習量を確保することが大切であるという考え方が定着していた。しかし、これからは、幅広い知識を根拠とした適切な指導により、限定された環境の中で効率性を高め、効果的な活動をすることが求められている。つまり、「量から質への転換」に向けた取組の推進が必要である。

また、市基本方針は長岡市中学校の部活動の在り方について方針を定めたものであるが、今後のスポーツ、文化及び科学等の活動の充実については、社会体育や社会教育との連携が必要である。さらに、長期的には従来の学校単位での活動から、一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制整備の検討や、多様なニーズに応じた支援ができる仕組みの確立に向けて、市教育委員会及び学校、並びに中学校部活動に関わるすべての関係機関が連携して取り組んでいく必要がある。